国土交通省
関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.
Press Release

令和 8 年 11 月 13 日
大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会

首都圏大規模同時合同取締を実施しました

～全 20 箇所で、違反車両延べ 21 台に行政指導を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、関東・甲信エリア（1 都 8 県）で予定していた 21 箇所のうち、機械故障のため中止した箇所を除く全 20 箇所で首都圏大規模同時合同取締を実施しましたので、お知らせします。

1．実施日時　　令和 8 年 11 月 12 日（木）
2．実施場所　　別紙「首都圏大規模同時合同取締箇所別の道路法違反台数」参照
3．取締結果　　別紙のとおり

＜発表記者クラブ＞
竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、高崎記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野市政記者クラブ、長野市政記者会、長野県庁会見場、横浜海事記者クラブ、物流専門誌

＜問い合わせ先＞
関東地方整備局 道路部（大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会事務局）
電話：０４８－６００－１４５０　FAX：０４８－６００－１３８８
交通対策課 建設専門官 間瀬（ませ）　（内線：４５１４）

大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

別紙

首都圏大規模同時合同取締を実施しました

～全２０箇所で、違反車両延べ２１台に行政指導を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）は、構成する道路管理者が中心となり、関東・甲信エリアにおける警察及び運輸支局の大型車両の走行に関係する3者の連携を深め、予定していた21箇所のうち、機械故障のため中止した1箇所を除く全20箇所で、首都圏大規模同時合同取締を実施しましたので、お知らせします。

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる主要因である違法な重量超過車両への取組みを強化しています。さらに、近年増加している大型車両の車輪脱落事故防止「**おとさない**」（P6参照）について運輸支局主導のもと、ドライバーへ呼び掛けを行いました。今後も安全・安心して暮らせる社会の実現を目指し、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に大型車両の通行適正化を推進してまいります。



【道路が損傷した例】



【取締風景の一例】

道路法に基づく特殊車両の取締結果

機関名・会社名	引込台数	違反台数	（内　訳） 措置命令台数	（内　訳） 指導警告台数
国土交通省関東地方整備局	39	8	0	8
東京都	4	3	0	3
埼玉県	5	3	0	3
首都高速道路株式会社	17	1	1	0
東日本高速道路株式会社	19	4	1	3
中日本高速道路株式会社	15	2	1	1
計（括弧内の数値は令和7年度取締結果）	99(93)	21(26)	3(4)	18(22)

道路運送車両法に基づく不正改造の取締結果

支局名	引込台数	整備命令発令台数
東京運輸支局	5	0
千葉運輸支局	14	0
埼玉運輸支局	4	0
栃木運輸支局	16	0
山梨運輸支局	2	1
計	41	1

※本合同取締は、平成28年度から連絡協議会の取組みとして、当会を構成する1都3県の道路管理者が中心となり、関係警察と連携しながら、下記問い合わせ先のメンバーで実施しました。
※道路運送車両法による取締では、車両ごとに検査するため、連結車の場合は「トラクタ部」「トレーラ部」各々に対する結果を計上しています。

問い合わせ先

◎ 関東地方整備局　道路部　交通対策課　TEL 048-600-1450
◎ 関東運輸局　自動車技術安全部　技術課　TEL 045-211-7255
◎ 東京都建設局　道路管理部　監察指導課　TEL 03-5320-5285
◎ 埼玉県　県土整備部　道路環境課　TEL 048-830-5101
◎ 首都高速道路株式会社　経営企画部　広報課　TEL 03-3539-9257
◎ 東日本高速道路株式会社　関東支社　広報課　TEL 048-631-0222
◎ 中日本高速道路株式会社　東京支社　広報・CS課　TEL 03-5776-5257

一定の基準（寸法・重量）を超えた大型車両を通行させるには通行手続きが必要です。
手続きが「早い・簡単・便利」な「特殊車両通行確認制度」の運用を開始しています。
「お試し検索」も可能ですので、ぜひご活用ください。

合同取締の目的

課　題　道路インフラの老朽化



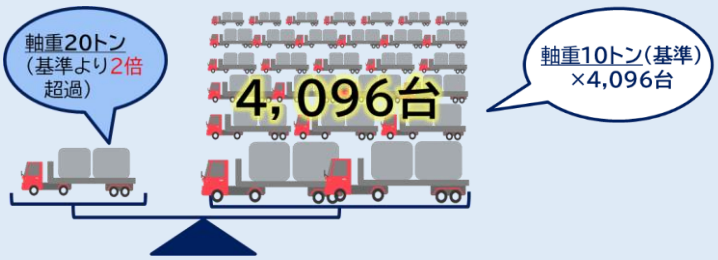
道路が損傷した例

道路インフラは高度経済成長期に集中して建設され、老朽化が進行しています。2036年には、橋梁の約67%が建設後50年を経過することとなり、深刻な老朽化の時代を迎えています。

国民の財産である道路を安全かつ安心して途切れることなく利用していただくため、限りある財源の中で、適切に維持管理をしていくには、いかに道路を長寿命化させていくかが喫緊の課題となっています。

影　響　重量超過車両による走行がもたらす2大悪

重量超過車両による道路橋の劣化への影響は、重量（軸重）の12乗に比例します。左下図のように、軸重が基準（10トン）の2倍超過して走行した場合、特に道路橋※に対しては、たった1台が軸重10トン車の約4，000台分以上の走行に相当し、老朽化した道路インフラに対して多大な影響を及ぼしています。また、重量超過車両の走行は、交通事故に繋がりやすく、道路交通への影響も甚大です。



道路橋※に与える疲労イメージ　※RC床版の場合



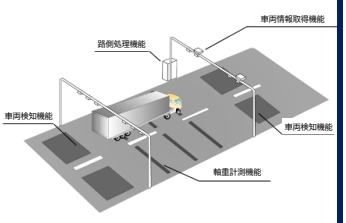
【特殊車両の重大事故事例】
無許可のセミトレーラ横転により、積荷が落下。国道が約12時間通行止めとなった上、ガードレールや照明灯も損傷。

目　標　合同取締の実施を通じて目指すこと

道路管理者は警察の協力を得て日頃から各地において現地での取締や自動重量計測装置（WIM）による取締を行うことで、違反車両の走行抑止を図っています。（右図）

これに加えて年1回、首都圏を中心としたエリアにおいて道路に関する法令を所管する三者（道路管理者・警察・運輸支局）が連携し、大規模かつ同時に行う『合同取締』を行うことで違反車両への更なる抑止を図っています。





（左）現地取締　（右）自動重量計測装置による取締イメージ

この合同取締の実施により重量超過車両の走行による道路へのダメージや重大事故を削減して、道路ネットワークの長寿命化及び持続的な物流の実現を目指し、安心・安全な社会へ貢献します。

参　考　大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会とは

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、関係企業団体、関係行政機関等が連携して、平成28年1月に設立しました。本協議会では、特に道路構造物の劣化に大きな影響を及ぼす悪質な重量違反車両に対して、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に、広報を通じた各種取組みを行っています。

URL：https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html

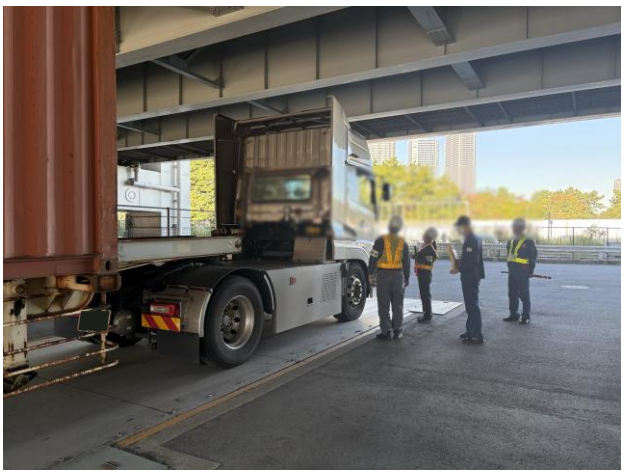
現地取締の一例



〈取締実施風景〉

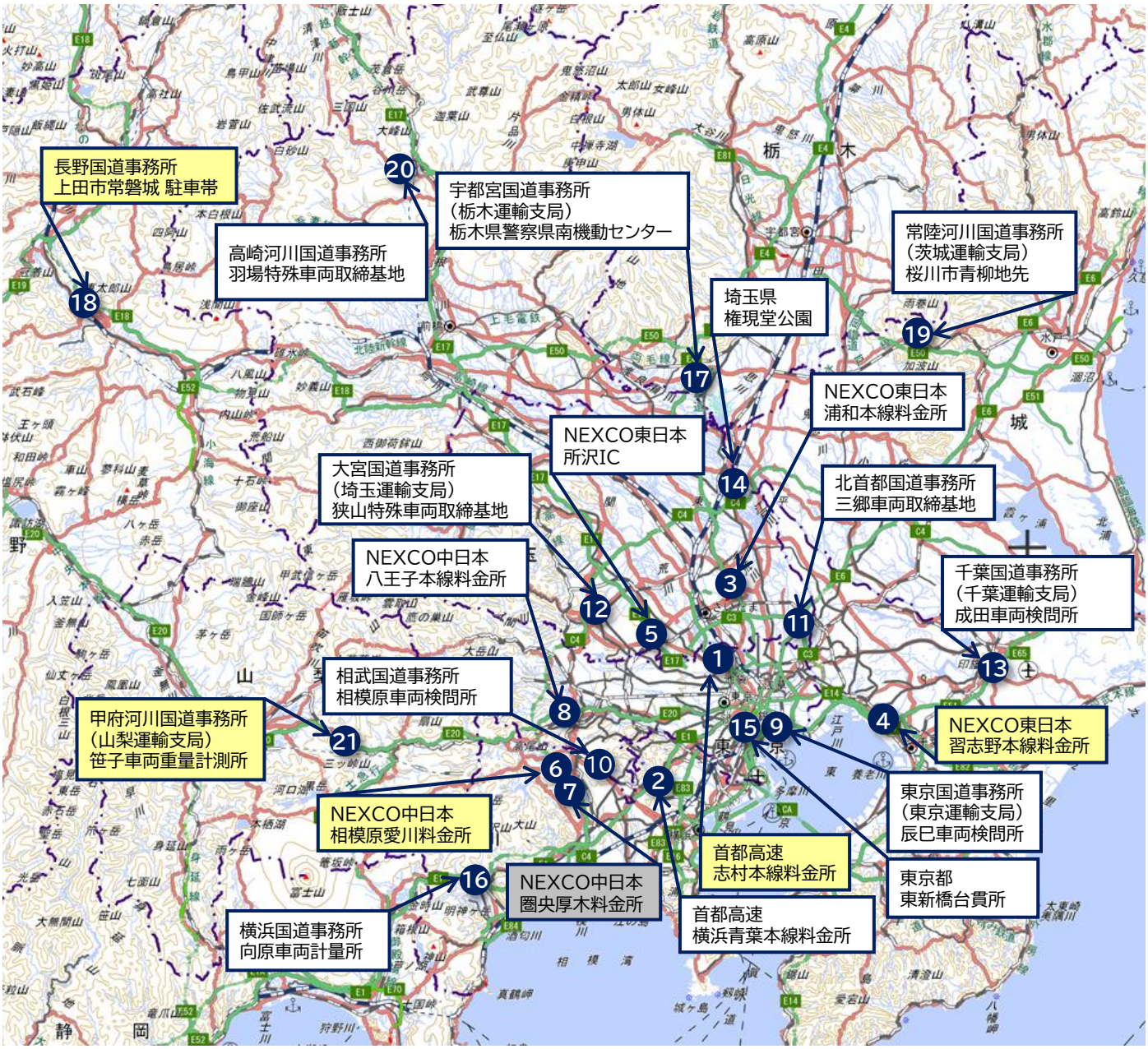


〈台貫による重量計測及び寸法計測風景〉



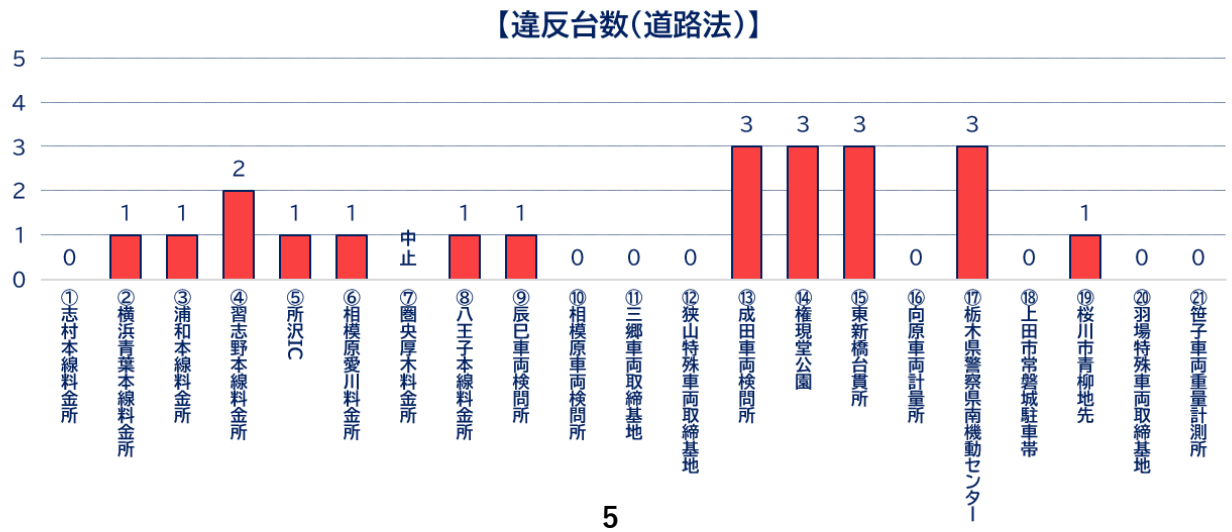
〈道路運送車両法と道路法による合同取締風景〉

首都圏大規模同時合同取締箇所別の道路法違反台数



※黄色の網掛けは、公開取締箇所（計5箇所）

地理院地図を加工して使用



車輪脱落事故防止啓発チラシ

防ごう 大型車の車輪脱落事故

おとさない

トルクレンチで適正締付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。



おとさぬための点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。



さびたナットは清掃・交換



ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

この2つが特に重要!
事故の多くは清掃・給脂の不足が原因!



さない

ナット・ワッシャー隙間に給脂



ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

いちにち一度はゆるみの点検



運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

©くまみね工房



車輪脱落予兆検知装置を取り付けよう!

ホイールナットの緩みなどによる車輪脱落の予兆を検知し、ドライバーに警報。事故防止と負担軽減に役立ちます。

※機能には限界があります。「おとさない」の徹底をお願いします。

詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省　自動車点検整備推進協議会　大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会　日本自動車工業会（いすゞ自動車　日野自動車　三菱ふそうトラック・バス　UDトラックス）　全日本トラック協会　日本バス協会　全国自家用自動車協会　日本自動車整備振興会連合会　日本自動車販売協会連合会　全国タイヤ商工協同組合連合会　日本自動車タイヤ協会　全国石油商業組合連合会　日本自動車車体工業会　日本自動車輸入組合　日本自動車機械工具協会　日本自動車機械器具工業会　自動車用品小売業協会　日本自動車車体整備協同組合連合会

連絡協議会啓発ポスター



その重さ、この道の寿命を縮めています。

重量超過は道路を壊し、安全を脅かします。

10トン車 約4,096台＝20トン車1台※

これは軸重10トンの基準に対して、倍の軸重の違反車両が道路に与えるダメージの比率です。最大積載量だけを重視し、道路法で定める車両総重量（許可重量）を守らない違反車両が通行すると、私たちの道路には想像を超えるダメージが伝わります。道路を守るため、規定の上限を超える場合には法律を遵守し特殊車両通行手続きをお願いします。 ※RC床版の場合

安心して荷物を届けるために



荷主さん

無理な時間指定や急な荷物の増量などはせず、適切な輸送依頼を。



運送事業者さん

車両の重量・寸法を確認し、通行に必要な特殊車両通行申請を。



ドライバーさん

許可証や条件書・回答書を携行し、あらかじめ許可条件や通行経路などの確認を。

早い、簡単、便利な「特殊車両通行確認制度」の活用を！

10月は「大型車通行適正化推進月間」

— 重量違反車両等の取締りを強化しています —

特殊車両について

特殊車両に関する情報について（特車情報X）

重量守り、道路を守ろう。

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会



大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会委員 名簿

○関係企業団体
- 一般社団法人 千葉県トラック協会
- 一般社団法人 東京都トラック協会
- 一般社団法人 神奈川県トラック協会
- 一般社団法人 埼玉県トラック協会
- 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 千葉支部
- 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 東京支部
- 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 神奈川支部
- 埼玉クレーン協会

○関係行政機関
- 警視庁 交通部
- 千葉県警察本部 交通部
- 神奈川県警察本部 交通部
- 埼玉県警察本部 交通部
- 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
- 国土交通省 関東運輸局 自動車交通部
- 国土交通省 関東運輸局 自動車監査指導部
- 国土交通省 関東運輸局 自動車技術安全部

○道路管理者
- 国土交通省 関東地方整備局 道路部
- 千葉県 県土整備部
- 東京都 建設局 道路管理部
- 神奈川県 県土整備局 道路部
- 埼玉県 県土整備部
- 千葉市 建設局 土木部
- 川崎市 建設緑政局 道路河川管理部
- 横浜市 道路・交通政策局 道路部
- 相模原市 都市建設局 道路部
- さいたま市 建設局 道路部
- 東日本高速道路株式会社 関東支社 管理事業部
- 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 川崎道路管制センター
- 中日本高速道路株式会社 東京支社 保全・サービス事業部 八王子道路管制センター
- 首都高速道路株式会社 保全・交通部



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

特車登録センター で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948（トウロクトクシャ）

国土交通省